

令和 7 年度廿日市市障害者就労施設等からの物品等の調達の
推進を図るための方針

令和 7 年 7 月 1 日制定

1 趣旨

本市は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針(以下「調達方針」という。)を定める。

2 適用する実施機関

調達方針を適用する実施機関は、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業の管理者、消防長及び議会とする。

3 調達方針の策定方法

調達方針の策定にあたっては、法第 9 条第 1 項の規定に基づき、毎年度、物品、役務の調達に関し、当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して定めるものとする。

4 調達の推進

障害者就労施設等への発注に関して、障害者就労施設等が提供することができる物品・役務の確認のうえ、庁内各部署へ情報提供し、可能な限り障害者就労施設等への発注に努めるものとする。

5 調達目標額

種 別	調達品目等	調達額
物 品	事務用品・書籍	1 2 万円以上
	食料品・飲料	2 2 万円以上
	小物雑貨	1 7 万円以上
役 務	印刷	9 4 万円以上
	クリーニング	5 万円以上
	清掃・施設管理	1 2 7 万円以上
	情報処理・テープ起こし	8 万円以上
合 計		2 8 5 万円以上

6 調達実績の公表

本市の調達実績は、当該年度終了後、遅滞なく、実績を取りまとめ、市ホームページ等により公表する。